

7 いじめ防止のための組織・基本方針について

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳を保持することを目的に、関係者、関係機関との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめの定義と態様

(1) いじめとは 「いじめ防止対策推進法第2条」

「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話、SNS等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

(2) いじめの態様 「山形県いじめ防止基本方針」

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)、SNS等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 いじめ防止対策の基本方針

(1) 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通して、生命尊重や他者を思いやる心、違いを認める心などの誠実な社会性を育み、いじめを許さない集団づくりに努める。

(2) 早期発見のための手立て

- ① 学校生活における生徒の変化・サインを見逃さないように、職員間の情報交換を密に行い、共通理解を図る。（朝礼、放課後、学年会、職員会議 など）
- ② 家庭でもいじめのサインを見逃さないようにし、常に本校に相談できるように保護者等との信頼関係構築に努める。

(3) 相談体制の整備

- ① LHR等の時間を活用して、定期的に生徒と面談を行い、生徒の様子について共通理解を図り、いじめやいじめにつながることはないか確認する。
- ② 本人、保護者が記入した「いじめアンケート」を活用するとともに、年間2回（7月・12月）教育相談を行い、いじめの早期発見に努める。
- ③ 情報をキャッチした教師は、当該学年に相談し、「いじめ防止対策委員会」に報告する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ① インターネットを通して行われるいじめについて情報収集に努め、生徒や保護者に対していじめ防止の啓発を図る。
- ② 教師自身が、インターネットなど情報化社会に対応できるように研修を積む。
- ③ 専門家を招き、生徒・保護者・教師向けの研修会を実施する。
- ④ 教師は適宜ネットパトロールを行い、インターネットを通じて行われるいじめについての情報収集に努める。

3 いじめ防止対策の組織

(1) 組織の名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、担任、寄宿舎指導委員長

(3) 会議日：年2回（7月、12月）及びいじめ発覚時

(4) 内容：学年からの情報、教育相談及びアンケート結果をもとに、情報交換を行い、いじめの防止策や対策を考える。

4 いじめ発生時の対応

(1) いじめの事実確認（いじめられた側の生徒の立場で）

① 情報収集の内容

ア 日時、場所、被害者、加害者、その他関係者、内容・状況

② いじめ発生時の初期対応

ア 校長のリーダーシップの下、組織的に動く。

イ 事実関係の把握は、初めに担任が行い、その後、必要に応じて複数の者で正確かつに迅速に行う。

ウ 事実関係の聞き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、状況に応じて進める。

エ 聴取や把握内容、対応の経過等の記録をとり、学年で情報を共有して、管理職へ報告する。寄宿舎、他学年へも報告・連絡・相談し、緊密な連携を図る。

オ 保護者、関係機関等と適切な連携を図る。

カ 保護者からの訴えを受けた場合は、謙虚に耳を傾け事実の確認を行う。

キ いじめの事実が発覚した際には、いじめ防止対策委員会で早急に対応を検討し、説明責任を果たすようにする。

(2) いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援

① いじめを受けた生徒の心情に寄り添い、教師は最後まで責任をもって生徒を守り、支える。

② 保護者に対しては学年主任と担任で対応し、直接会って現状の報告と今後の対応について説明する。

③ 保護者の考えや問題としていることを確認し、対応を即答できれば伝える。いじめ防止対策委員会に相談が必要な場合は、相談の上後日連絡する。

(3) いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

① 事実を確認し、いじめを受けた生徒の心情が理解できるように努め、二度と繰り返さないように指導する。

② 保護者に対しては学年主任と担任で対応し、直接会って事実の報告を丁寧に行う。また、今後の対応について理解を求め、ともに協力しながら解決していくようにする。

(4) いじめの解消に係る判断

いじめへの対処として解消の定義に基づき、「心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月以上継続しているか」「心身の苦痛を感じていないかどうか」を定期的な面談等により確認する。

5 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態の定義 「いじめ防止対策推進法」

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ア 生徒が自殺を図った場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
不登校の定義を踏まえ、年間30日欠席を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合は、学校長の判断により、迅速に対応する。
- ③ 児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態にいたったという申し立てがあったとき。

(2) 基本的な対応

- ① 校長は、重大事態（疑いがあると認められるときも含む）が発生した際は、直ちに県教育委員会へ報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには、直ちに地元警察署に通報する。
- ② 学校は、速やかに当該事態に対処する組織を設置する。弁護士や学校評議委員などの第三者の参画を得て、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③ 保護者対応については、県教育委員会と協議の上、対処の仕方を決める。
- ④ マスコミ対応については、県教育委員会と協議の上、対処の仕方を定めて、窓口を一本化する。
- ⑤ ②の組織を中心として、調査を速やかに行い、事実関係を明確にする。
- ⑥ 上記結果に基づいて、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係、その他必要な情報を報告する。
- ⑦ いじめを受けた生徒・保護者と いじめを行った生徒・保護者双方への支援を行う。
- ⑧ 正常な学校教育活動を維持するために、関係した生徒への心のケアを関係機関の協力を得ながら行っていく。

6 個人情報保護への配慮

いじめに関係した全生徒の個人情報に十分配慮して事実確認を進め、関係する文書、記録の保管について厳重な管理をする。

7 学校評価及び基本方針の改善

「学校評価アンケート」の結果及び県のいじめ防止基本方針を受けて、基本方針を改善する。